

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年6月11日京都市条例第 9 号）（環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課）

小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正を踏まえ、物品小売業者が、購入者に対し、レジ袋を譲渡するときは、有償としなければならないことを規定することとしました。

この条例は、令和2年7月1日から施行することとしました。

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 9 号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「(購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 購入者に対し、レジ袋(購入者が購入した物品を運搬するために譲渡されるプラスチック製の手提げ袋をいう。以下同じ。)を譲渡するときは、有償によること。ただし、小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第2条第1項各号に掲げるもの(以下「特定レジ袋」という。)を譲渡するときは、この限りでない。

第11条第2項第2号中「レジ袋の譲渡」を「特定レジ袋の譲渡」に、「, レジ袋」を「, 特定レジ袋」に、「その他のレジ袋を」を「その他の特定レジ袋を」に改め、「とともに、購入者に対し、繰り返し使用することができる手提げ袋(以下「マイバッグ」という。)を持参することその他のレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知する」を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 購入者に対し、繰り返し使用することができる手提げ袋(以下「マイバッグ」という。)を持参することその他のレジ袋の使用の抑制を図るための工夫を促すために必要な事項を周知すること。

第17条第1項第2号中「第11条第1項第2号」及び「同条第2項第2号」の右に「若しくは第3号」を加える。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)